

質疑応答 要旨

～電子契約に関して～

Q 1. いずれはすべて電子契約となるのか。

A 1. 将来的には全庁的に電子契約を進めていきたいと思っておりますが、電子契約とするか紙での契約書とするのかは事業者が選択できるため、すべてが電子契約になるというわけではありません。

Q 2. 電子契約申請書兼メールアドレス確認書は市のほうから送ってくれるのか。

A 2. 電子契約申請書兼メールアドレス確認書は市の HP 上からダウンロードいただき、それぞれの発注グループに送信いただきます。

Q 3. 契約保証書は契約締結日当日の持参で問題ないか。

A 3. 当日又は締結日以前であれば問題ありません。

Q 4. 提出書類のスキャンはカラーである必要があるか。

A 4. 提出書類は押印不要の書類なので白黒でも問題ありません。

Q 5. クラウドサインの利用に関して事業者の負担はあるのか。

A 5. 今回に関してはクラウドサインの利用料の負担はありませんが、事業者様がクラウドサインを導入するということであれば利用料がかかることとなります。ご興味がある場合は、クラウドサイン提供元である弁護士ドットコム様にお問い合わせください。

Q 6. 紙での提出が必要となるものは契約保証のみか。

A 6. 契約保証のみとなります。

Q 7. 建設業退職金掛金収納書もスキャンをして原本の提出は必要ないか。

A 7. 原本の提出は必要ありません。

Q 8. 契約保証書は原本で提出ということであれば来庁や郵送が必要となるため、そこは改善されないのか。

A 8. 契約保証書は原本を市で保管する必要があることから、来庁や郵送での提出をご理解いただきたいところです。

Q 9. ファイル容量が大きい場合は複数回にわけて提出してよいか。

A 9. 複数回にわけて送信いただいてもかまいません。受信できるギガ数に限界があるため、1つのメールについて2～3ギガ以内で送信いただければと思います。